

特記仕様書

工事名：奈良県立大学 仮設雨水貯留施設工事

工事場所：奈良市船橋町地内

第1条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書〔平成26年4月〕」、「土木工事施工管理基準〔平成26年4月〕」、及び「土木請負工事必携〔平成26年4月〕」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条

1. 一般事項

- 1) この仕様書は、土木工事共通仕様書を補足するものであり、特記仕様書、図面、又は共通仕様書の中に相違がある場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けるものとする。
- 2) 受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について守るものとする。
- 3) 受注者は、道路法、道路運送車両及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に車両の諸元について当該法律を守るものとする。
- 4) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱「土木工事編」（建設省経建発第1号平成5年1月12日）を遵守し、災害の防止に努めることとする。
- 5) 工事中における民生安定上、又は地元関係官署との協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議を行うこと。
- 6) 本工事の施工に当たり、現地の地形と設計図面の不一致が生じ、施工及び完成後に不都合が生じる恐れのある場合には、速やかに監督職員と協議の上、その指示に従うものとする。
- 7) 受注者は、本工事の施工にあたって、学校行事等により時間単位、若しくは日単位で工事施工が行えないことが想定されるため、十分に学校及び地元と調整を行うこと。

2. 工程関係

- 1) 本工事の工程は、工事前に提出する工程表に基づくものとする。これにより難くなった場合、監督職員と協議するものとする。
- 2) 工事の作業時間は、昼間 9：00～17：00を標準とする。夜間等、作業を休止するときは、学生や住民等の進入が無いようにすること。

3. 仮設関係

- 1) 資材置き場、現場事務所等、施工上受注者が必要とする用地については、共通仕様書1-1-7の2の通り、自ら準備し、確保すること。
上記用地を第三者から借用するときは、事前にその土地等の所有者の承諾を得るものとする。また、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように、工事完了後には必ず所有者と立会し、確認を受けたうえで引き渡しを行うものとする。
- 2) 本工事施工による通行止め及び片側交互通行を想定している。通行止め及び片側交互通行を行う場合は、監督職員と協議の上、受注者の責任において関係機関及び地元との事前の調整を図ること。

第3条 建設資材等の奈良県産品優先調達

1. 受注者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。
奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。
① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
② 奈良県リサイクル認定製品
2. 受注者は、建設資材のうち生コンクリート、コンクリート二次製品、道路舗装材料類（アスファルト合材・インターロッキングブロック等）、（以下「3品目」という。）及び奈良県リサイクル認定製品（土木資材※）の使用については次に示す①から③の報告書（様式1）を監督職員に提出しなければならない。
① 資材調達予定を工事着手前に報告【当初報告】
② 当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】
③ 資材調達結果を竣工検査前に報告【完成報告】
3. 受注者は、3品目で奈良県産品（以下、「県内産建設資材（3品目）」という）が調達できるにもかかわらず奈良県産品以外を使用する場合は、その理由を付した書面（様式2）を監督職員に提出すること。様式2の提出時期は、様式1と同じとする。

第4条 適正なコンクリート工事の施工について

1. 監督員の指示を得ずに設計図書と異なるコンクリートを打設しないこと。
2. コンクリート工の施工にあたっては、別紙「適正なコンクリート工事实施に関わる受注者の遵守事項」について遵守すること。
3. 受注者は、コンクリート圧送作業をする際には、施工状況写真（ポンプ車全景、資格証を所持した圧送施工技能士等、落下防止装置）を撮影し、監督職員に提出すること。
4. 土木構造物に使用するコンクリートの種類は、構造物の特性に応じて発注者が定めるものであり、施工性確保のためだけのスランプ、粗骨材の最大寸法等の変更は行っていない。

第5条 レディーミクストコンクリートについて

1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）（以下、「JIS表示認証工場」という。）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（以下、「コンクリート主任技士等」という。）が常駐しており、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「○適マーク承認工場」という。）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。
2. 受注者は、1.により難しい場合は、JIS表示認証工場でかつ、コンクリート主任技士等が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。

なお、この場合は、○適マーク承認工場からの調達ができない理由について、「レディーミクストコンクリートの調達調書」（以下、「調達調書」という。）により監督職員の確認を得なければならない。

3. 受注者は、○適マーク承認工場またはJIS表示認証工場で製造されJISA 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
4. 受注者は1. または2.により難しい場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。また、コンクリート主任技士等が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

なお、この場合は、JIS表示認証工場からの調達ができない理由について「調達調書」を提出し、監督職員の確認を得なければならない。

5. 受注者は、JIS表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリートを用いる場合、又はJIS表示認証工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。
6. 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

第6条 下請業者の県内建設業者の優先選定

受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めること。

第7条 再生資材の運用

1. 本工事の施工において使用する再生材については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、工事施工箇所から20kmの範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。
ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督職員と協議すること。
2. 上記1.に記載しない再生材の使用にあたっては、奈良県産品の使用をより一層務めること。
3. 再生材の使用にあたっては、別紙「再生材の使用に関する取り扱いについて」によること。
4. 再生材の使用にあたっては、使用前に、監督職員に再資源化施設が発行する試験成績書を提出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。
現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けること。

第8条 その他

共通仕様書に対する特記事項は、下記のとおりとする。

8-1. 施工計画書

受注者は施工計画書にあわせて現場組織表を監督職員に提出しなければならない。

8-2. 建設副産物

- 1) 本工事の施工により発生する建設副産物は、公的な受入施設又は県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出するものとし、特定建設資材廃棄物は、再資源化施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んである受入場所(施設)は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。

また受入施設の変更にかかる設計変更の取り扱いは、2)によるものとする。

ただし、特定建設資材廃棄物については、建設工事請負契約書における「7 解体工事に要する費用等(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地」に定める事項については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。

建設副産物	受入場所(施設)	片道運搬距離	受入期間及び受入時間	その他の受入条件
伐採木	株式会社I・T・O 奈良市南庄町136	9.1km	8:00~17:00 日曜、祝祭日を除く	幹については条件あり
As殻 Co殻	株式会社I・T・O 奈良市南庄町136	9.1km	8:00~17:00 日曜、祝祭日を除く	

- 2) 本工事の施工により発生する建設副産物のついて、受入施設の変更にかかる設計変更の取り扱いは以下のとおりとする。

受注者の責によるものでないやむを得ない理由により、受入施設の変更を行う場合は監督職員と協議のうえ設計の変更対象とする。

受注者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の(1)~(5)である。

- (1) 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合
- (2) 受入場所(施設)までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離は著しく延びる場合
- (3) 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合
- (4) 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合

(5) 受入施設は廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合
 なお、受注者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議のうえ、建設
 発生土については公的な受入施設、奈良県が許可した県内の産業廃棄物処理業者、奈良
 県県土マネジメント部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に
 限って、また建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「建設
 工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（リサイクル法）」等関係法律や「建設副
 産物訂正処理推進要綱」などにに基づき適切に処理する場合に限って認めるものとし、設
 計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

- 3) 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正
 に処理されていることを確認するとともに監督職員にその写しを提出すること。あわせ
 て、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出すると
 もに、検査時及び監督職員等より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

8-3. 工事中の安全確保

- 1) 工事施工にあたっては、共通仕様書第3編1-1-10 工事中の安全確保の規定を十分
 に理解し、施工計画書に必要事項を記載し、実施すること。
 2) 仮設計画については、施工計画書に必ず記載すること。

8-4. 交通安全管理

本文中の「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37
 年8月30日）」を「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について
 （国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）」に読み替える。

受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたって、「道路工事現場における標示施
 設等の設置基準」（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）に基づき安全対
 策を講じる必要があるとともに、別紙2により県民にわかりやすい工事名を記載するこ
 ととする。

8-5. 交通誘導員

- 1) 交通誘導員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を
 受けた警備業者の警備員を配置すること。
 2) 交通誘導員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導員の増
 減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議の結
 果により、交通誘導員の編成が変わる場合は、設計図書に関して監督職員と協議するも
 のとし設計変更の対象とする。
 3) 本工事区間においては、作業終了後、夜間から翌朝にかけての現場作業をしない時間
 帯はバリケード等を設置するなどの対策を施し、現場内への車両の進入を防ぐこと。
 それによりがたい場合は交通誘導員の配置について監督職員と協議すること。

配 置 場 所	交通誘導員	編 成	昼夜別	交替要員 の有 無	備 考
工事範囲への進 入路となる市道 北部第2号線 周辺起終点	2名/日	交通誘導員B	昼間	無	

交通誘導員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で
 交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定す
 る交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検
 定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

8-6. 諸法令の遵守

- 1) 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必
 要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。
 2) 受注者は、当該工事を実施するに当たり、過積載等の防止のため、共通仕様書記載
 事項及び次の事項を遵守しなければならない。
 (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載
 を助長することのないようにすること。
 (4) 取引関係のある事業者がダンプトラック等の過積載を行い、またはさし枠装着車、
 不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する処置を講

- じること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材等の購入に当たって、下請業者及び骨材業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - (6) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年8月2日法律第131号。)の目的にかんがみ、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - (7) 車両総重量8t以上または最大積載量5t以上のダンプトラック等(以下「大型ダンプトラック」という。)を使用して土砂等を現場外へ搬出する場合、請負者は適正に点検整備された「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令」に基づく技術基準に適合する自重計を有する車両の使用を徹底すること。
 - (8) 請負者は、大型ダンプトラックに備え付けの自動車検査証及び自重計技術基準適合証の有効期限等を確認し、その複写を整理保管し、監督職員からの請求があった場合には、直ちに提示すること。
 - (9) (1)～(8)について、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。
 - (10) 土砂等の運搬計画、積載量の管理・点検方法、積載量監視責任者の職氏名、工事関係者への過積載防止の周知・啓発活動、その他過積載の防止対策に関する事項について施工計画書に記載すること。
- 3) 受注者は過積載防止について、現場説明書の指導事項の項目を参考にその具体的内容を施工計画書に記載するものとする。

8-7. 施工上の留意事項

- 1) 構造物撤去工事
 - ・騒音、振動、防塵等の環境対策を実施すること。
 - ・建設副産物の処理は要綱、共通仕様書等に基づき、適正に行うこと。
 - ・他の構造物等に(本体の一部撤去時の本体構造物等)損傷及び機能上の悪影響を与えないよう施工すること。
 - ・構造物撤去後の空洞等の処理や締固め等の処理は、各種の基準により適正に実施すること。
- 2) 各工事共通
 - ・全体的な美観、構造物の通り、天端・端部の仕上げ、すりつけに留意のこと。
 - ・仕上がりの表面部には傷等が生じないように留意すること。また、生じた場合は適切な対応を行うこと。
 - ・不可視部分は状況の判断できる記録を提出すること。

再生材の使用に関する取り扱いについて

1. 再生材の種類

(1) 再生クラッシャラン

再生クラッシャランは、所要の修正CBRと粒度が得られるように路盤発生材、再生骨材、あるいはこれらを混合し、必要に応じて補足材を加えた再生資材をいう。

(2) 再生粒度調整砕石

再生粒度調整砕石は、所要の修正CBRと粒度が得られるように路盤発生材、再生骨材、あるいはこれらを混合し、必要に応じて補足材を加えて粒度と含水比を調整した再生資材をいう。

(3) 再生コンクリート砂

再生コンクリート砂は、セメントコンクリート発生材を破碎または解砕し、所定の粒度に調整し、必要に応じて補足材を加えた再生資材をいう。

(4) 再生加熱アスファルト混合物

アスファルトコンクリート再生骨材に、必要に応じて再生用添加剤、新アスファルトや補足材を加えて製造した加熱アスファルト混合物をいい、道路舗装の表層・基層に適用する。

【用語の説明】

路盤発生材とは、舗装発生材のうち、路盤から発生する砕石、クラッシャラン、粒度調整砕石、セメント安定処理路盤材、鉄鋼スラグ等の発生材をいう。

再生骨材とは、アスファルトコンクリート再生骨材、セメントコンクリート再生骨材、路盤再生骨材の総称をいう。

アスファルトコンクリート再生骨材とは、アスファルトコンクリート発生材を破碎または解砕し、分級した骨材をいい、これには舗装発生材中のアスファルトを含む。

【注意事項】

工事で発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、産業廃棄物であるとともに、再生資源としても位置づけられるものである。再利用するには、有価物にするための再生処理をおこなう必要がある。

- ① **再資源化施設で再生材として処理されたものを有償で買い取り、工事で使用する。**
- ② **移動式破碎機・仮設プラント等で自ら中間処理を行い、使用目的(場所)の品質・規格に適合する有価物である再生クラッシャラン等にして使用する。**

(使用にあたっては、廃棄物処理法の手続きに等に注意してください。)

※「有価物」-----他人に有償で売却できるもの

2. 適用工種

再 生 材	適 用 工 種
再生クラッシャラン	舗装の下層路盤材料 土木構造物の基礎材・裏込材・埋戻材 ※ただし、アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合は、河川構造物に使用してはならない。
再生粒度調整砕石	舗装の上層路盤材料
再生コンクリート砂	電線共同溝、下水道の管路部等の基礎材
再生加熱アスファルト混合物	舗装の表層材・基層材

3. 品質基準

○再生クラッシュラン

コンクリート塊から製造した再生クラッシュランを利用するにあたって、その用途を定め、品質基準を次のように規定する。

①使用用途	下層路盤材、埋戻材、裏込材、基礎材 ※ただし、アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合は、河川構造物に使用してはならない。																																																			
②粒度	<p>最大粒径は目的に応じ適宜選択するものとする。 試験方法は、J I S A 1 1 0 2「骨材のふるい分け試験」に基づき行い、望ましい粒度範囲は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="544 589 1382 898"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="544 589 906 629">粒度範囲(呼び名)</th> <th data-bbox="906 589 1066 629">4 0 ~ 0 (RC-40)</th> <th data-bbox="1066 589 1225 629">3 0 ~ 0 (RC-30)</th> <th data-bbox="1225 589 1382 629">2 0 ~ 0 (RC-20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 629 619 656">ふるい目の開き</td> <td data-bbox="619 629 906 656"></td> <td data-bbox="906 629 1066 656">100</td> <td data-bbox="1066 629 1225 656"></td> <td data-bbox="1225 629 1382 656"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 656 619 683">通過</td> <td data-bbox="619 656 906 683">5 3 m m</td> <td data-bbox="906 656 1066 683">100</td> <td data-bbox="1066 656 1225 683"></td> <td data-bbox="1225 656 1382 683"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 683 619 710">過</td> <td data-bbox="619 683 906 710">3 7 . 5 m m</td> <td data-bbox="906 683 1066 710">95 ~ 100</td> <td data-bbox="1066 683 1225 710">100</td> <td data-bbox="1225 683 1382 710"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 710 619 736">質</td> <td data-bbox="619 710 906 736">3 1 . 5 m m</td> <td data-bbox="906 710 1066 736">—</td> <td data-bbox="1066 710 1225 736">95 ~ 100</td> <td data-bbox="1225 710 1382 736"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 736 619 763">量</td> <td data-bbox="619 736 906 763">2 6 . 5 m m</td> <td data-bbox="906 736 1066 763">—</td> <td data-bbox="1066 736 1225 763">—</td> <td data-bbox="1225 736 1382 763">100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 763 619 790">百分</td> <td data-bbox="619 763 906 790">1 9 m m</td> <td data-bbox="906 763 1066 790">50 ~ 80</td> <td data-bbox="1066 763 1225 790">55 ~ 85</td> <td data-bbox="1225 763 1382 790">95 ~ 100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 790 619 817">率</td> <td data-bbox="619 790 906 817">1 3 . 2 m m</td> <td data-bbox="906 790 1066 817">—</td> <td data-bbox="1066 790 1225 817">—</td> <td data-bbox="1225 790 1382 817">60 ~ 100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 817 619 844">(%)</td> <td data-bbox="619 817 906 844">4 . 7 5 m m</td> <td data-bbox="906 817 1066 844">15 ~ 40</td> <td data-bbox="1066 817 1225 844">15 ~ 45</td> <td data-bbox="1225 817 1382 844">20 ~ 50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 844 619 871"></td> <td data-bbox="619 844 906 871">2 . 3 6 m m</td> <td data-bbox="906 844 1066 871">5 ~ 25</td> <td data-bbox="1066 844 1225 871">5 ~ 30</td> <td data-bbox="1225 844 1382 871">10 ~ 35</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。</p>		粒度範囲(呼び名)		4 0 ~ 0 (RC-40)	3 0 ~ 0 (RC-30)	2 0 ~ 0 (RC-20)	ふるい目の開き		100			通過	5 3 m m	100			過	3 7 . 5 m m	95 ~ 100	100		質	3 1 . 5 m m	—	95 ~ 100		量	2 6 . 5 m m	—	—	100	百分	1 9 m m	50 ~ 80	55 ~ 85	95 ~ 100	率	1 3 . 2 m m	—	—	60 ~ 100	(%)	4 . 7 5 m m	15 ~ 40	15 ~ 45	20 ~ 50		2 . 3 6 m m	5 ~ 25	5 ~ 30	10 ~ 35
粒度範囲(呼び名)		4 0 ~ 0 (RC-40)	3 0 ~ 0 (RC-30)	2 0 ~ 0 (RC-20)																																																
ふるい目の開き		100																																																		
通過	5 3 m m	100																																																		
過	3 7 . 5 m m	95 ~ 100	100																																																	
質	3 1 . 5 m m	—	95 ~ 100																																																	
量	2 6 . 5 m m	—	—	100																																																
百分	1 9 m m	50 ~ 80	55 ~ 85	95 ~ 100																																																
率	1 3 . 2 m m	—	—	60 ~ 100																																																
(%)	4 . 7 5 m m	15 ~ 40	15 ~ 45	20 ~ 50																																																
	2 . 3 6 m m	5 ~ 25	5 ~ 30	10 ~ 35																																																
③ P I (塑性指数)	試験方法	J I S A 1 2 0 5「土の液性限界・塑性限界試験」に基づく。																																																		
	規格値	6 以下 ただし、簡易舗装の下層路盤に使用する場合は 9 以下とする。																																																		
④修正 C B R	試験方法	舗装試験法便覧 2 - 3 - 1「修正 C B R 試験方法」に基づく。																																																		
	規格値	2 0 [3 0] % 以上 ただし、簡易舗装の下層路盤に使用する場合は 1 0 [2 0] % 以上とする。 アスファルトコンクリート再生材を含む再生クラッシュランを用いる場合は、修正 C B R の基準値に [] 内の数値を適用する。なお、4 0 ° C で C B R 試験を行う場合は通常値を満足すればよい。																																																		
⑤すり減り減量	試験方法	J I S A 1 1 2 1「ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験」[粒度は道路用砕石 S - 1 3 (1 3 - 5 m m) のもの]に基づく。																																																		
	規格値	5 0 % 以下																																																		
⑥試験成績表	再生クラッシュランを使用する場合は、上記に掲げる②～⑤に関する試験成績表を使用前に提出しなければならない。 試験成績表は、工事で使用する日から 6 か月以内 の試験成績表を有効と見なす。																																																			

○再生粒度調整砕石

コンクリート塊から製造した再生粒度調整砕石を利用するにあたって、その用途を定め、品質基準を次のように規定する。

①使用用途	上層路盤材																																															
②粒度	<p>最大粒径は目的に応じ適宜選択するものとする。 試験方法は、J I S A 1 1 0 2「骨材のふるい分け試験」に基づき行い、望ましい粒度範囲は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">粒度範囲(呼び名)</th> <th>4 0 ~ 0 (RM-40)</th> <th>3 0 ~ 0 (RM-30)</th> <th>2 0 ~ 0 (RM-25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">ふるい目の開き 通過 質量 百分 率 (%)</td> <td>5 3 m m</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 7 . 5 m m</td> <td>95 ~ 100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 1 . 5 m m</td> <td>—</td> <td>95 ~ 100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2 6 . 5 m m</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>95 ~ 100</td> </tr> <tr> <td>1 9 m m</td> <td>60 ~ 90</td> <td>60 ~ 90</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1 3 . 2 m m</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>55 ~ 85</td> </tr> <tr> <td>4 . 7 5 m m</td> <td>30 ~ 65</td> <td>30 ~ 65</td> <td>30 ~ 65</td> </tr> <tr> <td>2 . 3 6 m m</td> <td>20 ~ 50</td> <td>20 ~ 50</td> <td>20 ~ 50</td> </tr> <tr> <td>4 2 5 μ m</td> <td>10 ~ 30</td> <td>10 ~ 30</td> <td>10 ~ 30</td> </tr> <tr> <td>7 5 μ m</td> <td>2 ~ 10</td> <td>2 ~ 10</td> <td>2 ~ 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。</p>		粒度範囲(呼び名)		4 0 ~ 0 (RM-40)	3 0 ~ 0 (RM-30)	2 0 ~ 0 (RM-25)	ふるい目の開き 通過 質量 百分 率 (%)	5 3 m m	100			3 7 . 5 m m	95 ~ 100	100		3 1 . 5 m m	—	95 ~ 100	100	2 6 . 5 m m	—	—	95 ~ 100	1 9 m m	60 ~ 90	60 ~ 90	—	1 3 . 2 m m	—	—	55 ~ 85	4 . 7 5 m m	30 ~ 65	30 ~ 65	30 ~ 65	2 . 3 6 m m	20 ~ 50	20 ~ 50	20 ~ 50	4 2 5 μ m	10 ~ 30	10 ~ 30	10 ~ 30	7 5 μ m	2 ~ 10	2 ~ 10	2 ~ 10
粒度範囲(呼び名)		4 0 ~ 0 (RM-40)	3 0 ~ 0 (RM-30)	2 0 ~ 0 (RM-25)																																												
ふるい目の開き 通過 質量 百分 率 (%)	5 3 m m	100																																														
	3 7 . 5 m m	95 ~ 100	100																																													
	3 1 . 5 m m	—	95 ~ 100	100																																												
	2 6 . 5 m m	—	—	95 ~ 100																																												
	1 9 m m	60 ~ 90	60 ~ 90	—																																												
	1 3 . 2 m m	—	—	55 ~ 85																																												
	4 . 7 5 m m	30 ~ 65	30 ~ 65	30 ~ 65																																												
	2 . 3 6 m m	20 ~ 50	20 ~ 50	20 ~ 50																																												
	4 2 5 μ m	10 ~ 30	10 ~ 30	10 ~ 30																																												
	7 5 μ m	2 ~ 10	2 ~ 10	2 ~ 10																																												
③ P I (塑性指数)	試験方法	J I S A 1 2 0 5「土の液性限界・塑性限界試験」に基づく。																																														
	規格値	4 以下																																														
④修正 C B R	試験方法	舗装試験法便覧 2 - 3 - 1「修正 C B R 試験方法」に基づく。																																														
	規格値	8 0 [9 0] % 以上 ただし、簡易舗装の下層路盤に使用する場合は 6 0 [7 0] % 以上とする。 アスファルトコンクリート再生材を含む再生粒度調整砕石を用いる場合は、修正 C B R の基準値に [] 内の数値を適用する。なお、4 0 ℃で C B R 試験を行う場合は通常の数値を満足すればよい。																																														
⑤すり減り減量	試験方法	J I S A 1 1 2 1「ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験」〔粒度は道路用砕石 S - 1 3 (1 3 - 5 m m) のもの〕に基づく。																																														
	規格値	5 0 % 以下																																														
⑥骨材の安定性	試験方法	J I S A 1 1 2 2「硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験」に基づく。																																														
	規格値	2 0 % 以下																																														
⑦試験成績表	再生粒度調整砕石を使用する場合は、上記に掲げる②～⑥に関する試験成績表を使用前に提出しなければならない。 試験成績表は、工事で使用する日から 6 か月以内 の試験成績表を有効と見なす。																																															

セメントコンクリート塊から製造した再生コンクリート砂を基礎材に利用するにあたって、その用途を定め、品質基準を次のように規定する。

①使用用途	電線共同溝における管路及びます部の基礎材 下水道における管路の基礎材									
②粒度	試験方法は、J I S A 1 1 0 2「骨材のふるい分け試験」に基づき行い、最大粒径及び細粒分（75 μm以下）は以下のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>用 途</th> <th>最大粒径</th> <th>細粒分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線共同溝における管路及びます部の基礎材</td> <td>10mm以下</td> <td>50%未満</td> </tr> <tr> <td>下水道における管路部の基礎材</td> <td>10mm以下</td> <td>10%以下</td> </tr> </tbody> </table>	用 途	最大粒径	細粒分	電線共同溝における管路及びます部の基礎材	10mm以下	50%未満	下水道における管路部の基礎材	10mm以下	10%以下
用 途	最大粒径	細粒分								
電線共同溝における管路及びます部の基礎材	10mm以下	50%未満								
下水道における管路部の基礎材	10mm以下	10%以下								
③不純物量の制限	ゴミや有機性不純物は含んではならない。									
④六価クロム溶出試験	平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壤の汚染に係る環境基準に適合していなければならない。 各工事で1購入先当たり1検体の六価クロム溶出試験を行い、環境基準に適合することを確認しなければならない。その試験には、使用する再生砂を直接採取した試料を用い、試験を行うものとする。									
⑤試験成績表	再生コンクリート砂を使用する場合は、上記に掲げる②～④に関する試験成績表を使用前に提出しなければならない。 試験成績表は、工事で使用する日から <u>6か月以内</u> の試験成績表を有効と見なす。 六価クロム溶出試験は、プラントから提出される試験成績表と現場で採取した試料の試験成績表を提出しなければならない。									

○再生加熱アスファルト混合物

再生加熱アスファルト混合物の配合設計は、舗装再生便覧 平成16年2月（社団法人日本道路協会）に基づくものとする。

地下埋設物の確認について

第1条 適用

当仕様書は、地下埋設物が予想される場所における掘削を伴う工事に適用する。

第2条 予想される地下埋設物

予想される地下埋設物は、別紙「予想される地下埋設物調書」によるものとする。

第3条 現場代理人

現場代理人は、初回打合せ時に監督職員（現場技術員含む）と、施工にあたっての注意すべき事項等の協議を行うこと。

第4条 地下埋設物確認書の1項

1. 工事着手前及び掘削しようとする時には、事前に予想される地下埋設物は、埋設物管理者と現地立会のうえ、当該埋設物の位置・深さを確認し、保全対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。
2. 地下埋設物にかかる現地立会、確認及び保全対策等にかかる事項については、「地下埋設物確認書」に記入し、監督職員に提出すること。

第5条 地下埋設物確認書の2項

1. 前条以外の予想されていない地下埋設物についても、掘削を行う工事がある場合には、最寄の埋設物管理者に出向き、埋設物台帳等により埋設物の有無の確認を行なうこと。
2. 確認した事項についても、前条と同様、「地下埋設物確認書」に記入し、監督職員に提出すること。

第6条 工事の着手

監督職員への「地下埋設物調書」の提出を行ない、監督職員の承諾を得たうえで、現場着手すること。

第7条 補修

受注者の責により地下埋設物に損害を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

第8条 責任の明確化

1. 地下埋設物等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告すること。
また、その処置については、占用企業者全体に立会を求め、占用者を明確にしなければならない。
2. 死管等の処置を請負人が占用者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。

《予想される地下埋設物調書》

確認先/電話/担当者名	地下埋設物名	詳細(設置位置等)
	無し	